

介護保険の使い方、利用できるサービスの紹介

介護保険で利用できるサービスには、

要介護1～5と認定された方が利用できるサービス（介護給付）

要支援1、2と認定された方が利用できるサービス（予防給付）

があり、大きく分けると次のようなサービスを受けることができます。



- 介護サービスの利用にかかる相談、ケアプランの作成
- 自宅で受けられるサービス…訪問介護（ホームヘルプ）、訪問看護、訪問リハビリなど
- 施設などに出かけて日帰りで行うサービス…通所介護（デイサービス）、通所リハビリ
- 施設などで宿泊（生活）しながら受けられるサービス…短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護、特別養護老人ホームへの入所など
- 福祉用具を利用できるサービス…福祉用具貸与、福祉用具購入
- 住宅改修費の支給…手すりの取り付け、段差の解消などに要する費用の助成

65歳になると、「介護保険被保険者証」が交付されますが、**要介護認定を受けないと介護保険のサービスは使えません。まずは要介護認定の申請をしてください。**

申請窓口 窓口は以下の3カ所です。介護についての相談も一緒に受けています。

町地域包括支援センター ☎82-5560 / 在宅介護支援センターどんぐり（萩野）
☎83-4240 / 在宅介護支援センターリハビリ支援センター（竹浦） ☎87-2611

持ち物 ①介護保険被保険者証 ②マイナンバーの分かる物

その他 ①代理の方の申請も可能ですが、事前に本人のかかりつけ医を確認の上お越しくください。
②来所が難しい場合は訪問も可能です。電話で相談してください。

問い合わせ先：高齢者介護課 高齢者保健福祉グループ ☎82-5560

令和3年度第1回市民後見人養成講座

認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利を守るため、地域の住民が身上監護や金銭管理などの後見業務を行う「市民後見人」を養成する講座です。

対象 25歳以上で、これまでに未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人を解任されたことがなく、破産していない方。

日時 8月7日(土)、21日(土)、28日(土)、9月4日(土)、11日(土)の全5回
9時30分～17時 ※別途実習あり

会場 いきいき4・6

※1市3町合同開催ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、リモート（Zoom）受講となります。詳細は申し込みされた方に別途お知らせします。

受講料 無料 **定員** 30名 **締め切り** 7月16日(金)

申し込み・問い合わせ先：高齢者介護課 高齢者保健福祉グループ ☎82-5560

町立病院外来（発熱外来）と検査一部休診のお知らせ（お願い）

発熱外来患者の急増や新型コロナウイルスワクチン接種（個別接種）の実施に伴い、平日（月～木曜日）午後の内科外来診療（発熱外来含む）の一部（第2内科）休診やPCR検査実施日について制限をかけております。

緊急を要する方を優先して、医療従事者の配置や検査機器の使用回数を決定しております。ご理解とご協力について、よろしくお願いたします。

— 町立病院からのお知らせ —

1. 新型コロナウイルス個別接種時間帯における第2内科外来（発熱外来含む）休診
2. 平日夜間・土日祝祭日におけるPCR検査の休止（但し、医師や保健所等が必要と判断する場合にはこの限りではありません）

問い合わせ先：町立病院 ☎82-2181